

総務委員会資料

## 報告 3 公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定）について

資料 1 公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）の概要

資料 2 衆議院小選挙区の新旧区割り地図

資料 3 衆議院小選挙区区割り改定に伴う制度周知チラシ

参考資料① 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について  
(総務大臣から各都道府県知事等宛ての通知の写し)

参考資料② 公職選挙法の一部を改正する法律 本文

参考資料③ 公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

## 公職選挙法の一部を改正する法律 (区割り改定法) の概要

- 衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める。

### ○ 改正内容

#### 【衆議院小選挙区選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告（令和4年6月16日）を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（25都道府県140選挙区）を行う。
  - ※ このほか市制施行などによる表記等の改正を行う選挙区が4選挙区ある。

#### 【衆議院比例代表選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行う。
  - ※ 東京都：17人→19人 南関東：22人→23人  
東北：13人→12人 北陸信越：11人→10人 中国：11人→10人

### ○ 施行・適用

施行：公布の日から起算して1月を経過した日から施行

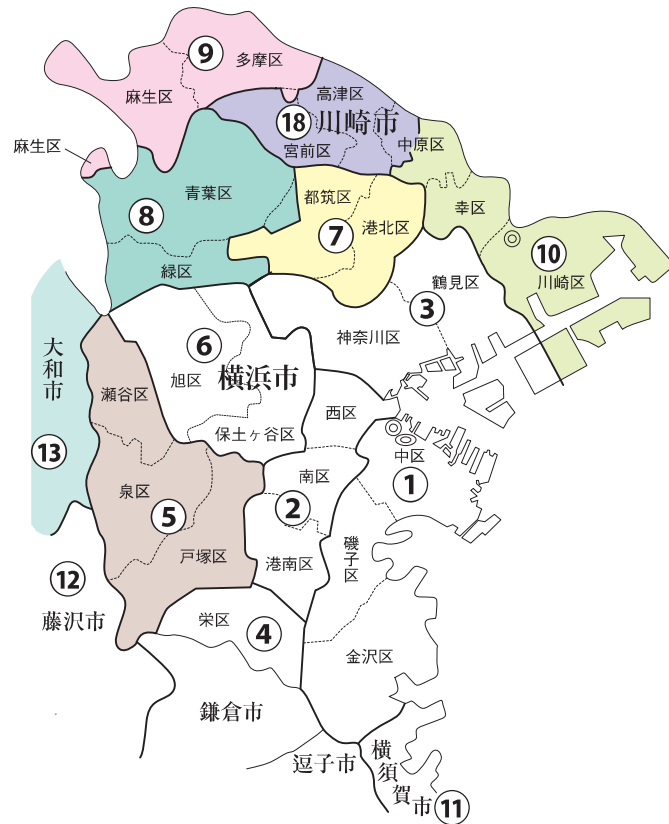
適用：施行日以後初めてその期日を公示される衆議院総選挙から適用

- ※ 総選挙より前に実施される補欠選挙については、現行の区割りに基づいて実施される。

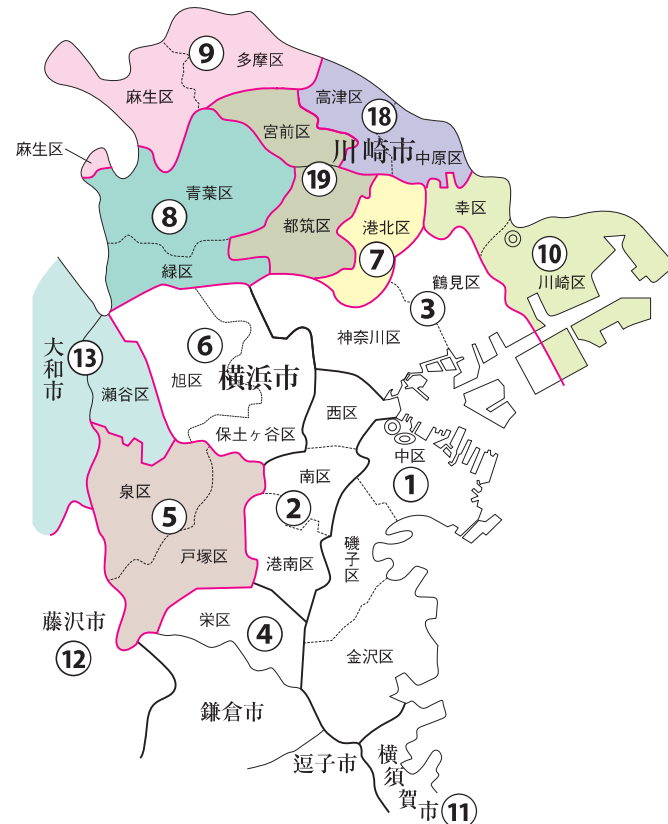
# 横浜市・川崎市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。  
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

## [改定前]

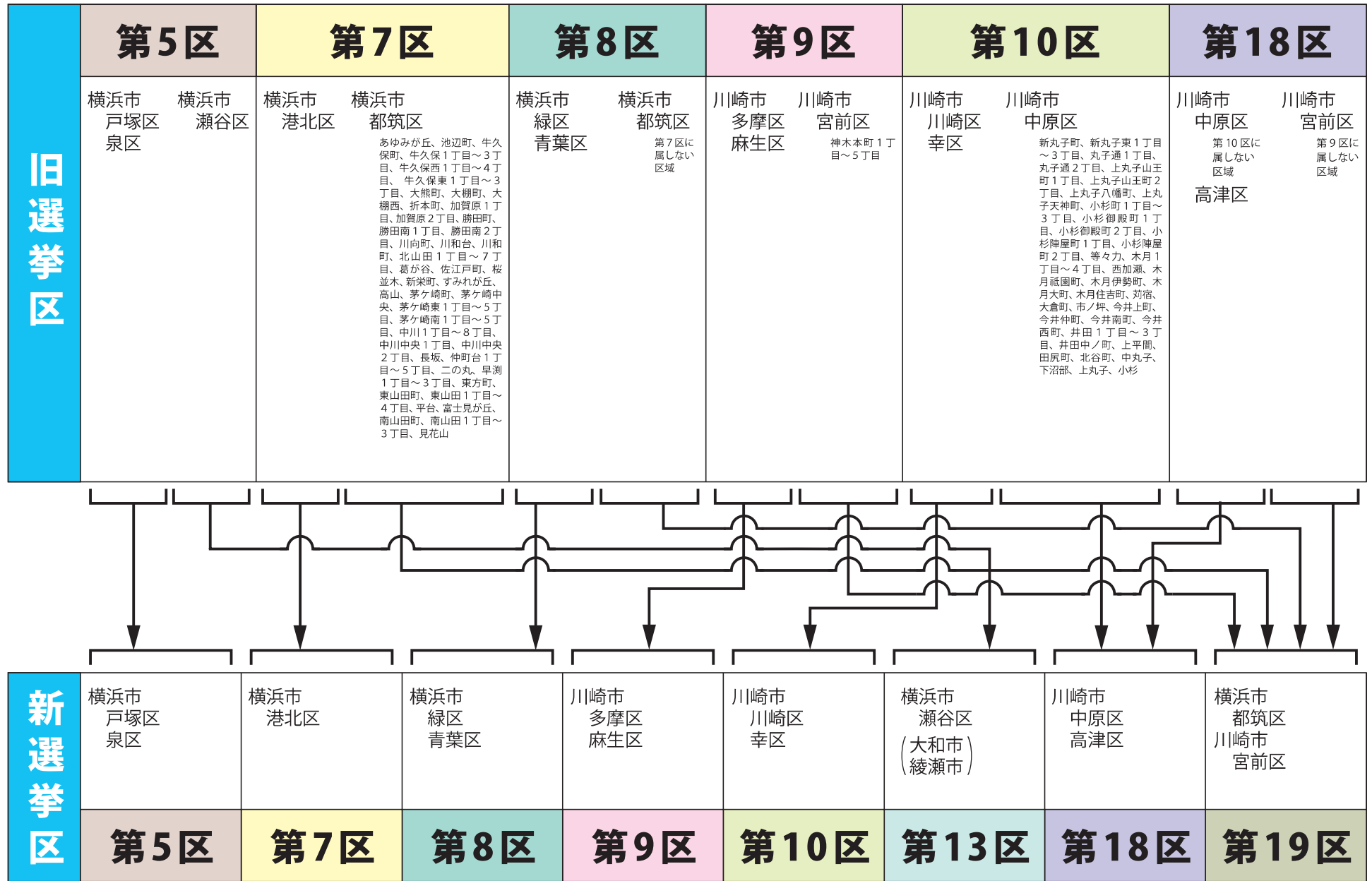


## [改定後]



### お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会



※旧第13区:大和市、海老名市、座間市(相模が丘1丁目から6丁目を除く)、綾瀬市

※新第19区:新設



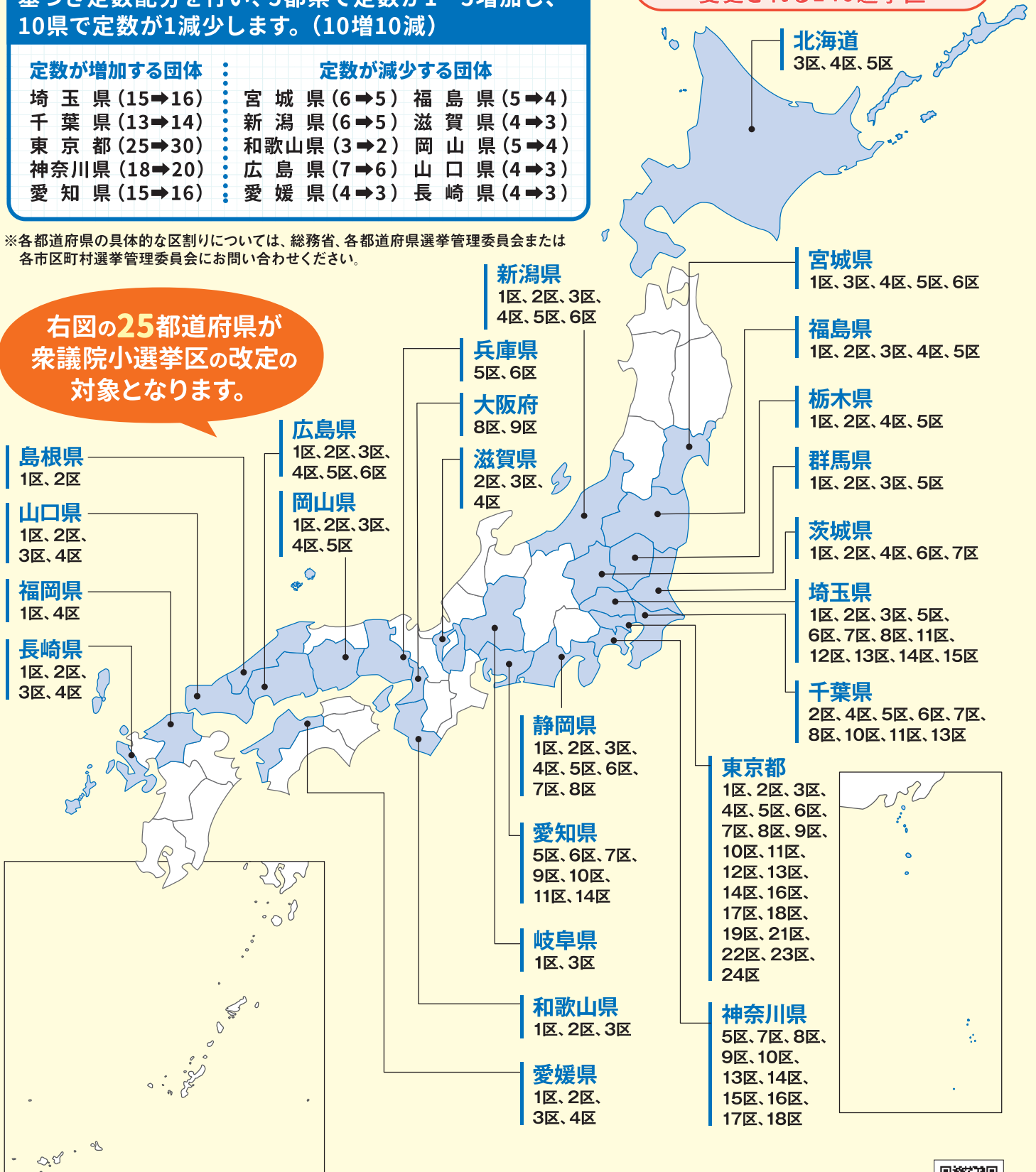
# 衆議院小選挙区の区割りが 25都道府県140選挙区で変わります。

各都道府県の令和2年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づき定数配分を行い、5都県で定数が1～5増加し、10県で定数が1減少します。（10増10減）

定数が増加する団体	定数が減少する団体
埼玉県 (15→16)	宮城県 (6→5)
千葉県 (13→14)	新潟県 (6→5)
東京都 (25→30)	和歌山県 (3→2)
神奈川県 (18→20)	広島県 (7→6)
愛知県 (15→16)	愛媛県 (4→3)
	福島県 (5→4)
	滋賀県 (4→3)
	岡山県 (5→4)
	山口県 (4→3)
	長崎県 (4→3)

※各都道府県の具体的な区割りについては、総務省、各都道府県選挙管理委員会または各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

今回の区割り改定により  
変更される140選挙区



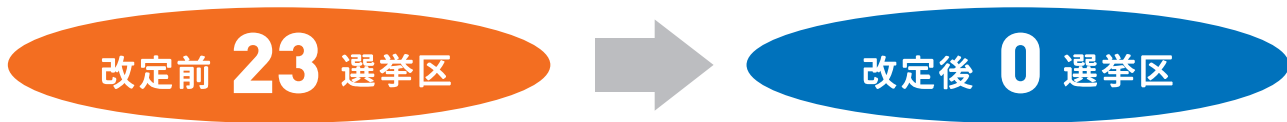
右図の25都道府県が  
衆議院小選挙区の改定の  
対象となります。

※今回の衆議院小選挙区の改定内容を記載した地図を、総務省ホームページ

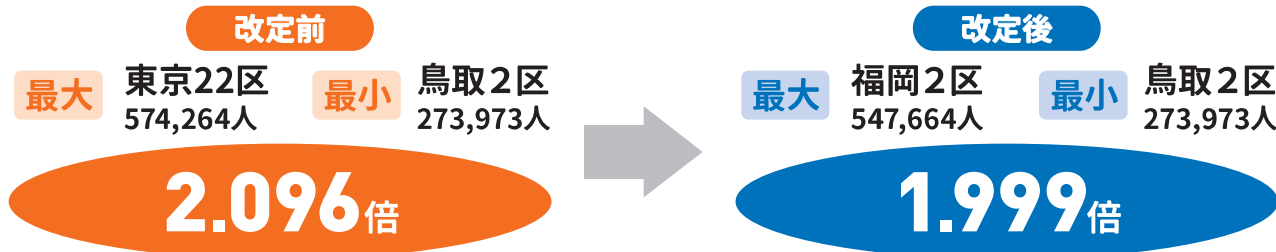
⇒ [https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwari/shu\\_kuwari\\_4.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_4.html) に掲載しています。



■改定による人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区の数  
(令和2年日本国民の人口)



■改定による最大人口較差 (令和2年日本国民の人口)



## 衆議院比例代表選挙区(ブロック)別定数が5ブロックで変わります。

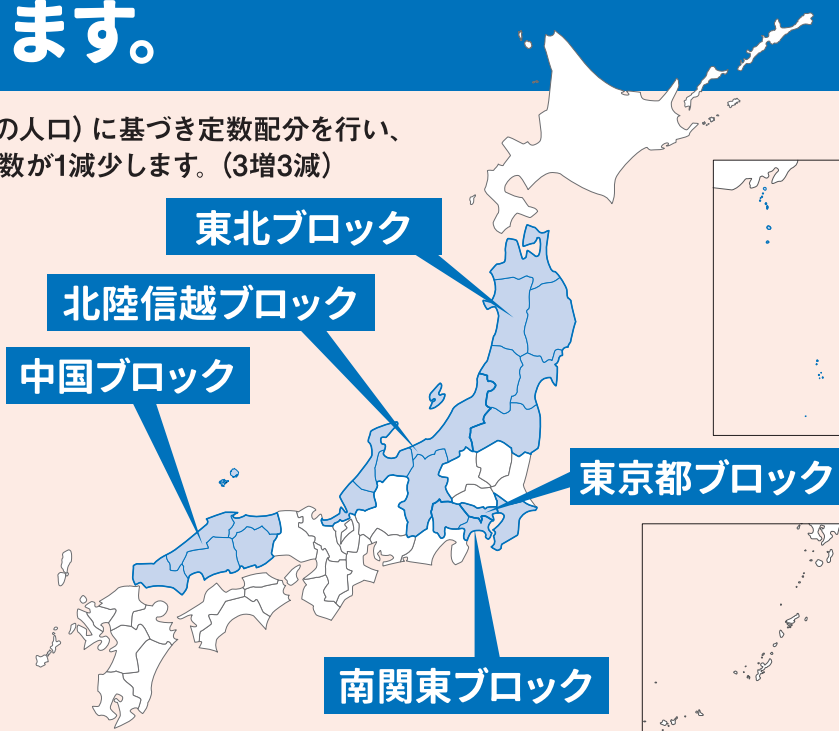
各ブロックの令和2年国勢調査人口(日本国民の人口)に基づき定数配分を行い、2ブロックで定数が1~2増加し、3ブロックで定数が1減少します。(3増3減)

### 定数が増加するブロック

南関東ブロック (22→23)  
(千葉県・神奈川県・山梨県)  
東京都ブロック (17→19)

### 定数が減少するブロック

東北ブロック (13→12)  
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)  
北陸信越ブロック (11→10)  
(新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県)  
中国ブロック (11→10)  
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)



## 適用は

上記の改正は、施行の日(令和4年12月28日)以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されます。  
なお、この総選挙以前に行われる補欠選挙は、従来の選挙区によって行われます。

## ~今回の区割り改定と定数改正について~

今回の区割り改定と定数改正は、令和2年の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口に基づいて、一票の較差是正のために行われました。

衆議院議員小選挙区の区割り改定は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、都道府県ごとの定数配分をいわゆるアダムズ方式により行った上で、各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされています。

比例代表選挙区(ブロック)の定数改正も、10年ごとに行われる大規模国勢調査の日本国民の人口に基づき、いわゆるアダムズ方式により行うこととされています。